

# 秋田県公報

目次

ページ

細則改訂の公表(六).....1

## 監査委員公告

### 監査結果公告第9号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条第1項の規定による住民監査請求について監査を執行し、その結果を秋田県知事に報告していたが、報告に基づく措置の通知があったので同条第9項の規定により公表する。

平成15年8月22日

秋田県監査委員 安 杖 正 義  
秋田県監査委員 菅 原 龍 典  
秋田県監査委員 山 田 昭 郎  
秋田県監査委員 小 玉 和 夫

財———497  
平成15年8月21日

秋田県監査委員 安 杖 正 義  
秋田県監査委員 菅 原 龍 典  
秋田県監査委員 山 田 昭 郎  
秋田県監査委員 小 玉 和 夫

秋田県知事 寺 田 典 城

住民監査請求に係る監査委員の報告に対する措置について(通知)

平成15年7月25日付け監委-366で勧告のあった前副知事が公務のため公用車を使

用したと認められなかった21件に係る燃料費、時間外勤務手当等については、次のとおり前副知事千葉隆から利息を含む全額が返還されております。  
今後、公用車については、その使用目的等を十分確認しながら適正に運行してまいります。

また、今回の問題を契機に改めて總紀の保持に務め、県政に対する信頼回復を図ってまいります。

### 1 返還措置額及び利息計算

#### (1) 返還措置額

項 目	返 還 金	利 息	返 還 措 置 額
燃 料 費	9,673円	147円	9,820円
公 用 車 諸 経 費	1,884円	74円	1,958円
時間外勤務手当	111,148円	2,973円	114,121円
合 計	122,705円	3,194円	125,899円

#### (2) 利息計算

利息は、県から支出された翌日から平成15年8月21日までの期間について、民法法定利率により年5分の利率で計算しております。

### 2 返還日

平成15年8月21日

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千五百円

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号  
株式会社 松原印刷社  
電話 (862) 8766 FAX (863) 0005  
E-mail: matsu-barara@matsubarainsatsu.co.jp  
秋田市山王七丁目五番二十九号  
松原繁雄